

別紙

函館市立の小学校・中学校等の事務主幹の命課基準

- 1 函館市立学校管理規則第9条に定める事務主幹は、高度な知識と豊富な経験を有し、次の要件を満たす者のうち、北海道教育委員会が選考した結果、命課が適当と判断した候補者について命課する。

なお、事務主幹の命課基準については、「市町村立の小学校・中学校等の事務主幹の命課に関する取扱要領」（平成28年3月30日北海道教育委員会教育長決定）の第2による。

- 2 命課日は、原則として毎年4月1日とする。
- 3 事務主幹および事務主幹命課候補者が配置数に満たない場合は、配置学校に事務主幹以外の者を配置することができる。
- 4 この基準の取扱いに関し必要な事項は、教育長が別に定める。
- 5 この基準は、平成30年4月1日から施行する。